

政策条例に関する報告

少子化対策のために子どもを産み育てやすい
社会をつくる条例の制定について

令和7年3月6日

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会

少子化対策のために子どもを産み育てやすい 社会をつくる条例の制定について

1 条例制定の背景

(1) 少子化の現状

① 全国の状況

2023年の出生数は72万7,288人で、前年より4万3,471人減少し、統計を開始した1899年以来、最少の数字となった。第1次ベビーブーム期(1947～1949年)には約270万人、第2次ベビーブーム期(1971～1974年)には約210万人であったが、第2次ベビーブーム世代が20代、30代であった1990年代～2000年代に社会全体の雇用環境が悪化し、第3次ベビーブームは起きず、その後減少を続け、子どもの数はピーク時の3分の1以下にまで減少した。

合計特殊出生率の推移を見ると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、戦後の日本は経済成長による所得水準の向上、国民皆保険・皆年金など社会保障の充実、医療技術の向上等により豊かな生活環境が整ってきており、1960年頃からはそれまでの多産少死から少産少死への人口転換が進み、1971～74年の第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下し、それ以降、第一次オイルショックによる経済的な混乱や、人口増加傾向を受けて静止人口を目指す考え方が普及したこと等により、生まれる子どもの数が減少し続けるようになり、1975年に合計特殊出生率は2.0を割り込む1.91にまで低下した。低下し続ける合計特殊出生率は1980年代初めにやや回復したものの、80年代半ばから再び低下し続け、人口置換水準からのかい離も大きくなっていった。2005年には1.26まで落ち込み、その後、2015年には1.45まで回復したものの、2023年には1.20と過去最低となった。

② 本県の状況

2023年の出生数は1万人を割り9,868人で、前年と比較して672人の減と、減少傾向が続いている。

「子どもは宝」という意識が地域で共有されている徳之島では、住民みんなで子育てを支え合うことにより、子どもを育てやすいという環境にあるといわれており、2018年から2022年の合計特殊出生率は徳之島町が全国1位(2.25)、天城町が2位(2.24)を占めている。このほか、全国20位までに、長島町(2.11)、南種子町(1.99)、中種子町(1.99)、伊仙町(1.98)が入っている。

このような地域の特性もあり、県全体の2023年の合計特殊出生率は1.48と全国平均1.2を上回り、全国4位であるが、前年比0.06の減となっており、このまま少子化が進むと2050年には本県の人口が約117万人に減少する見込みである。

(2) 少子化の要因・背景

① 非婚化・晩婚化・晩産化

少子化に影響を与える要因として、非婚化・晩婚化及び結婚している女性の出生率低下などが考えられる。1970年代後半からは20歳代女性の未婚率が急激に上昇したほか、結婚年齢が上がるなど晩婚化も始まり、1980年代に入ってから、30歳代以上の女性の未婚率も上昇しており、晩婚と合わせて未婚化も進むこととなった。

年齢別出生率を見ると、1950～70年は20代半ばでピークを迎えていたが、次第にそのピークが推移していき、出産年齢が上昇するとともに、出生率の高さを示す山が低くなっていくなど、出生率の低下と晩産化が同時に進行している。また、1980年代以降は、晩婚化・晩産化により、20代の出生率が大幅に下がり、30代の出生率が上昇するという動きがみられるようになった。

さらに、デフレが慢性化する中で、収入が低く、雇用が不安定な男性の未婚率が高いほか、非正規雇用や育児休業が利用できない職場で働く女性の未婚率が高いなど、経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通しや安定性が結婚に影響し、未婚化を加速した可能性がある。

② 女性の雇用機会の増大・価値観の多様化

1985年に男女雇用機会均等法が成立し、女性の雇用機会が増大する一方で、子育て支援体制が十分でないことなどから仕事との両立に難しさがあるほか、子育て等により仕事を離れる際に所得を失うことやキャリア中断なども、子どもを産むという選択に影響している可能性がある。

また、多様な楽しみや単身生活の便利さが増大するほか、結婚や家族に対する価値観が変化していることなども、未婚化・晩婚化につながっていると考えられる。

2 条例の必要性

我が国の少子化の進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、「労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下」など、結婚しない人や子どもを持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼすとされており、国においても次元の異なる少子化対策に取り組むとしている。

日本社会が戦後復興を成し遂げるため、国・地方公共団体・民間事業者・個人それぞれが経済的な豊かさの追求を重視してきた。そして、先進国としての経済の発展は遂げられたわけであるが、持続可能な社会を次世代に引き継いでいくには、行政だけに対策を求めるのではなく、あらゆる立場から少子化の進行に歯止めをかけ、社会への悪影響を防ぐ努力が必要である。

また、社会構造の変化により、人間関係の希薄化、経済格差の拡大などが深刻化する中、いじめや虐待、貧困の問題など、子どもを取り巻く環境は厳しくなってお

り、問題を抱えていても我慢している子ども、誰にも相談できない子どもに加え、ヤングケアラーなどの問題も生じている。少子化に歯止めをかけるためにも、社会の発展のためにも、将来を担う子どもの健全な成長が不可欠であり、すなわち、子どもの権利を守る視点も必要である。

このため、本県における少子化の現状を踏まえ、県、県民及び民間事業者等の役割や取組の方向性を明確に示す条例を制定すべきである。

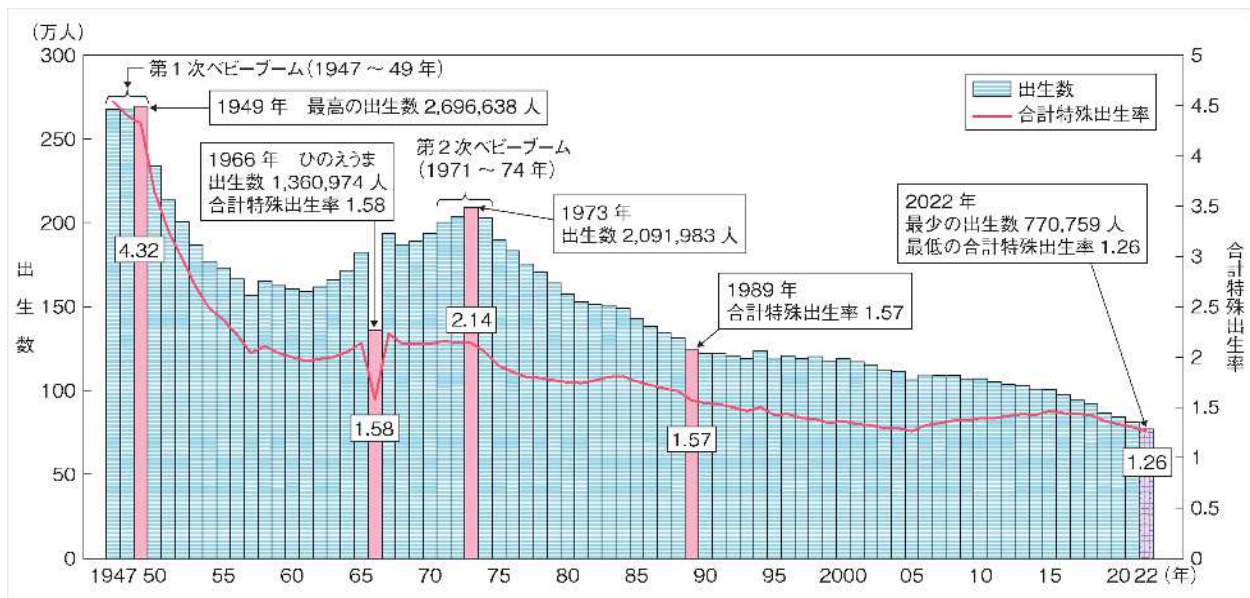
3 条例に規定すべき事項

- (1) 県民が安心して子どもを産み、育てることができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し、少子化対策を計画的に推進すること。
- (2) 結婚、出産、家庭及び子育てに対する個人の考え方が、それぞれに尊重されるよう配慮すること。
- (3) 家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等が相互に連携し、社会全体により少子化対策が推進されるよう配慮すること。
- (4) 結婚、出産、育児における様々な支援（ひとり親家庭等への支援を含む）が受けられるよう必要な施策の充実に配慮すること。
- (5) 若者が安心して結婚や子育てができる安定した働く場の確保等に配慮すること。
- (6) 子どもを育てる者が、性別に関わらずその能力を十分に発揮して仕事に従事しつつ豊かな家庭生活を営めるよう配慮すること。
- (7) 職場における慣行や職場の雰囲気等により、育児休業制度その他の子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう配慮すること。
- (8) 次代の社会を担う子どもの権利及び利益が尊重されるよう配慮すること。
- (9) 子どもが将来において結婚や子育てに希望を持てるような意識啓発等に努めること。
- (10) 少子化対策等を推進するための必要な財政措置に努めること。

4 条例の構成（案）

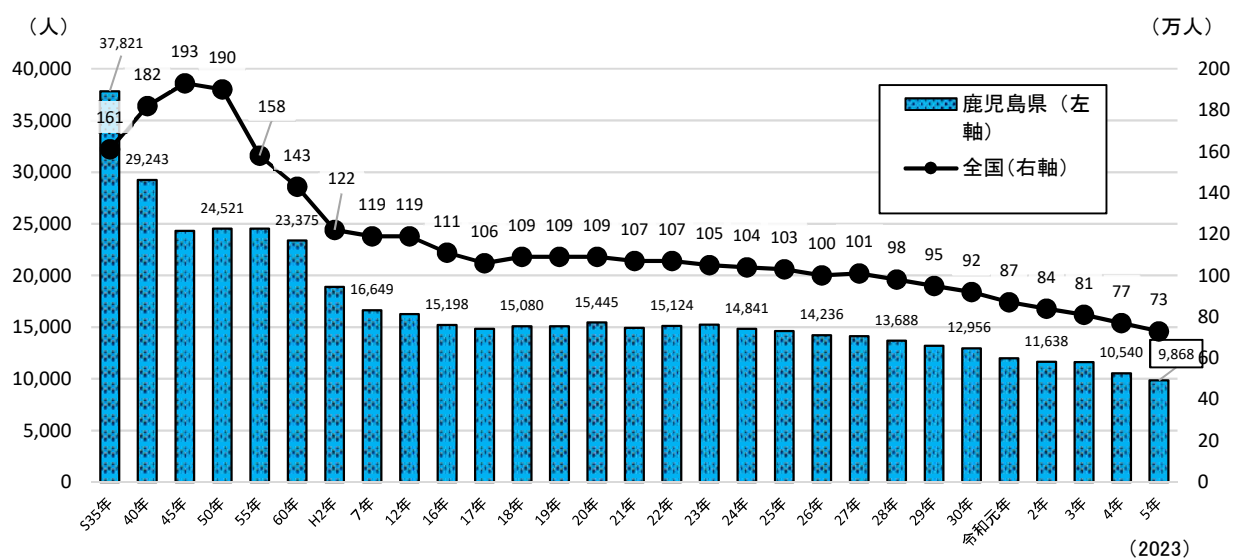
- (1) 目的、基本理念
- (2) 県、県民、事業者等の責務・役割及び市町村との連携
- (3) 計画の策定及び推進
- (4) 社会全体による少子化対策推進
- (5) 結婚の支援
- (6) 妊娠、出産及び子育ての支援
- (7) 就業の支援
- (8) 職場環境の整備の支援等
- (9) 子どもの権利の尊重
- (10) ライフデザインに関する意識啓発等
- (11) 生活環境の整備促進
- (12) 財政上の措置 等

1 出生数・合計特殊出生率の推移(全国)



資料：子ども白書2024（厚生労働省「人口動態推計」（推定値））

2 出生数の推移（全国，鹿児島県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

3 都道府県別合計特殊出生率

順位	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	都道府県	率	都道府県	率	都道府県	率	都道府県	率
1	沖縄	1.83	沖縄	1.80	沖縄	1.70	沖縄	1.60
2	宮崎	1.65	鹿児島	1.65	宮崎	1.63	宮崎	1.49
3	長崎	1.61	宮崎	1.64	鳥取	1.60	長崎	1.49
4	鹿児島	1.61	鳥取	1.62	鳥取	1.57	鹿児島	1.48
5	熊本	1.60	長崎	1.60	長崎	1.57	熊本	1.47
6	鳥取	1.60	熊本	1.59	鹿児島	1.54	佐賀	1.46
全国平均		1.33		1.30		1.26		1.20

資料：厚生労働省「人口動態統計」

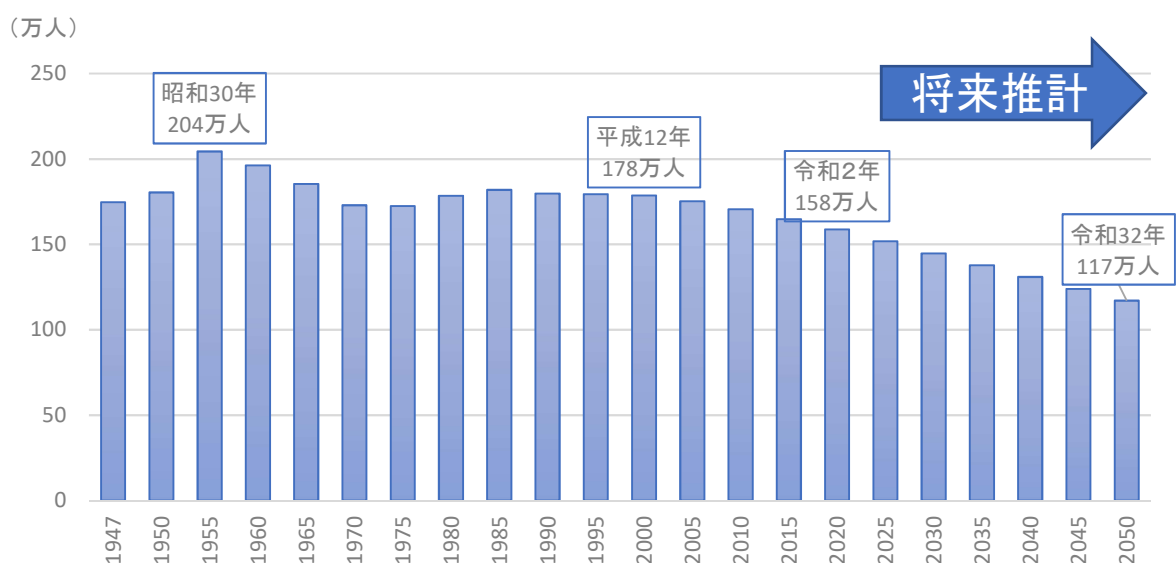
4 市町村別特殊出生率

順位	市町村名	合計特殊出生率	全国順位
1	徳之島町	2.25	1
2	大城町	2.24	2
3	長島町	2.11	4
4	南種子町	1.99	12
5	小種子町	1.99	15
6	伊仙町	1.98	16
7	湧水町	1.91	27
8	喜界町	1.89	30

(2018年～2022年)

資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」市町村別合計特殊出生率（平成30年～令和4年）

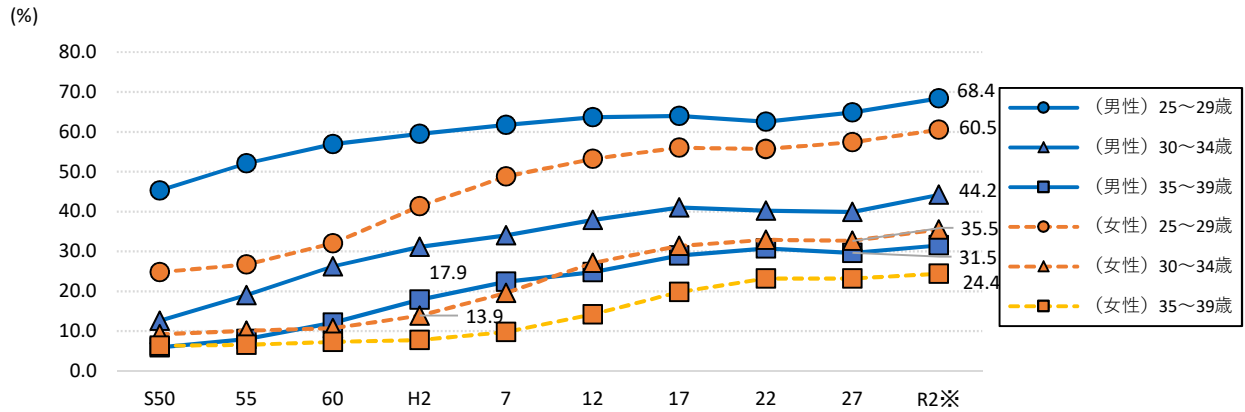
5 人口の推移・将来推計（鹿児島県）



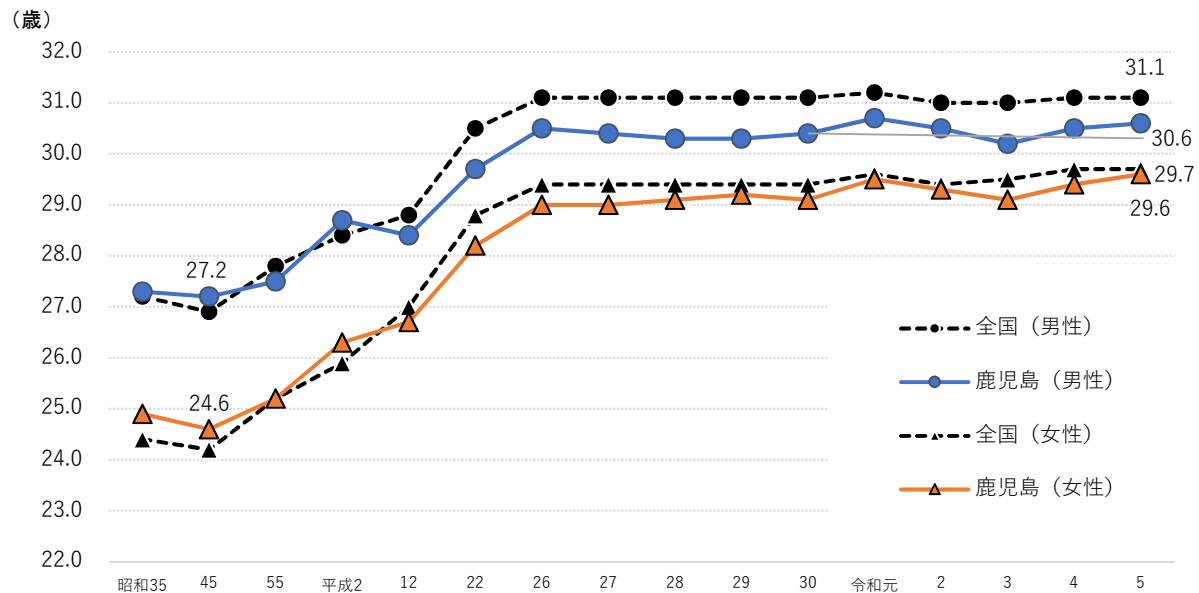
資料：総務省（国政調査）

国立社会保障・人口問題研究所（日本の地域別将来推計人口（令和5年推計））

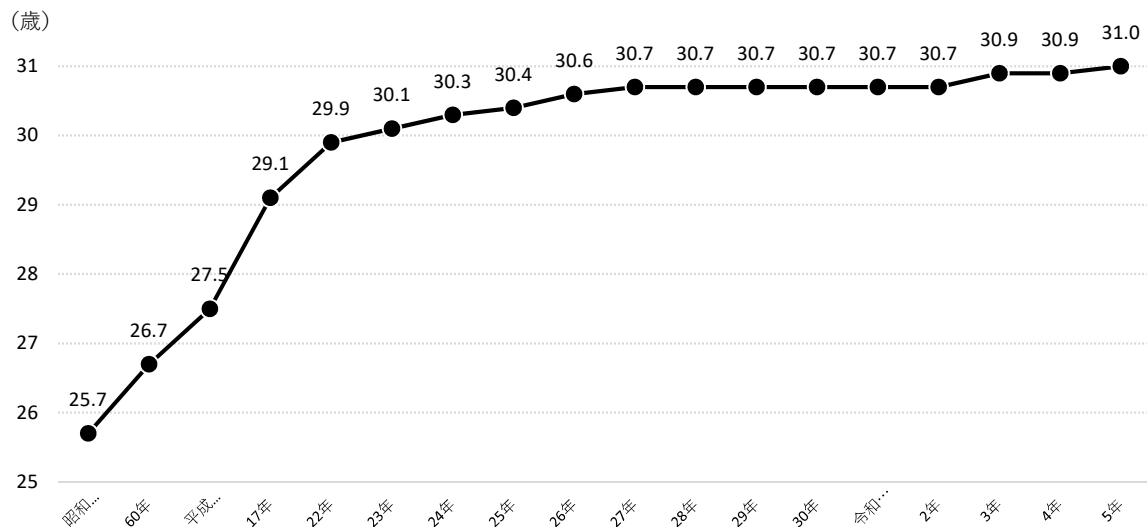
6 年代別未婚率（鹿児島県）



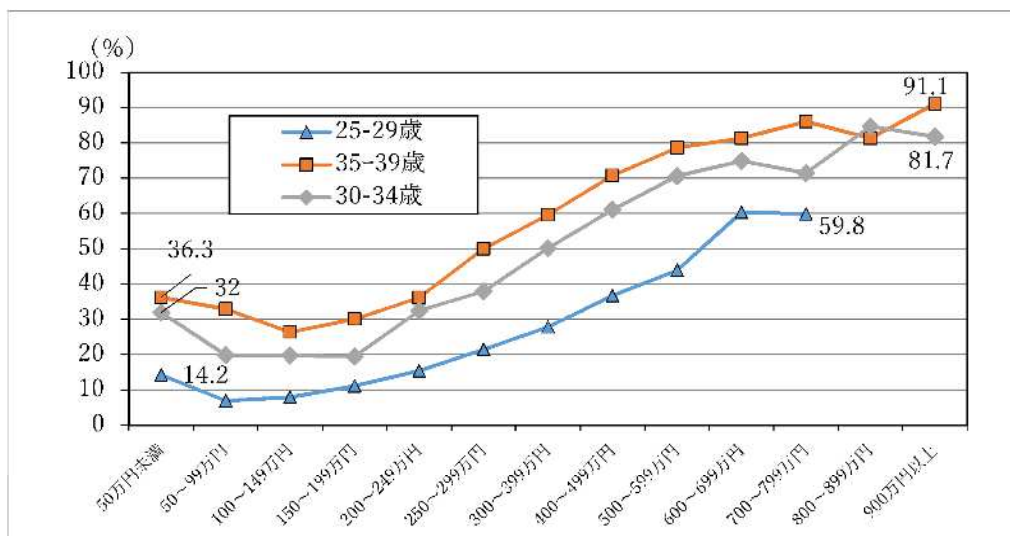
7 平均初婚年齢（全国）



8 第1子出生時の母の年齢（全国）



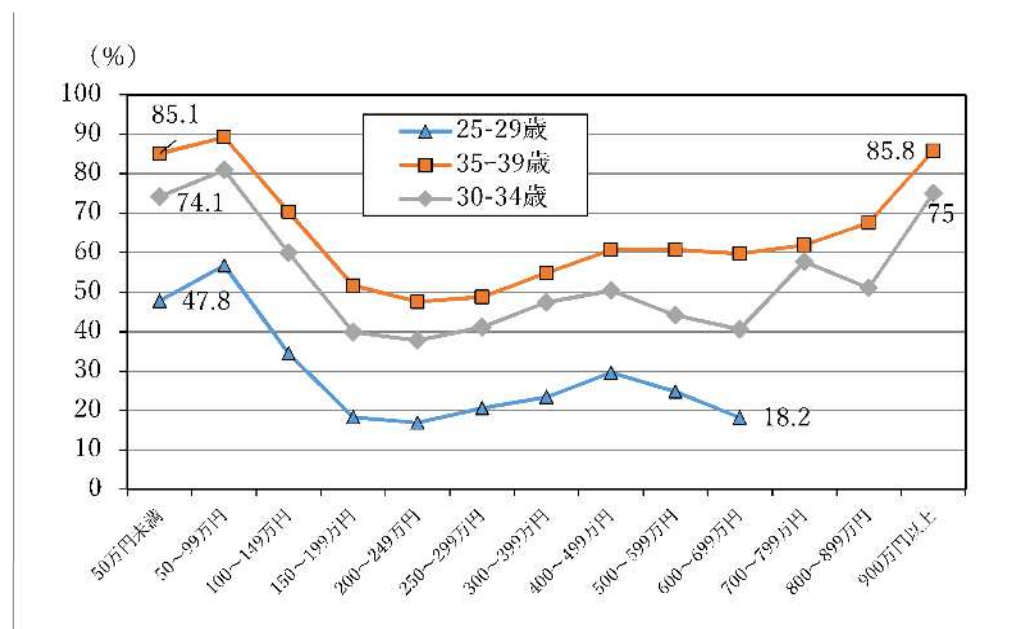
9 男性の年収別有配偶率（全国）



資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成 29 年版「就業構造基本調査」より—」（2019 年）を基に内閣府男女共同参画局作成

注：25 歳～29 歳の 800 万～899 万、900 万以上については、サンプル数が少ないため、グラフ上省略している。

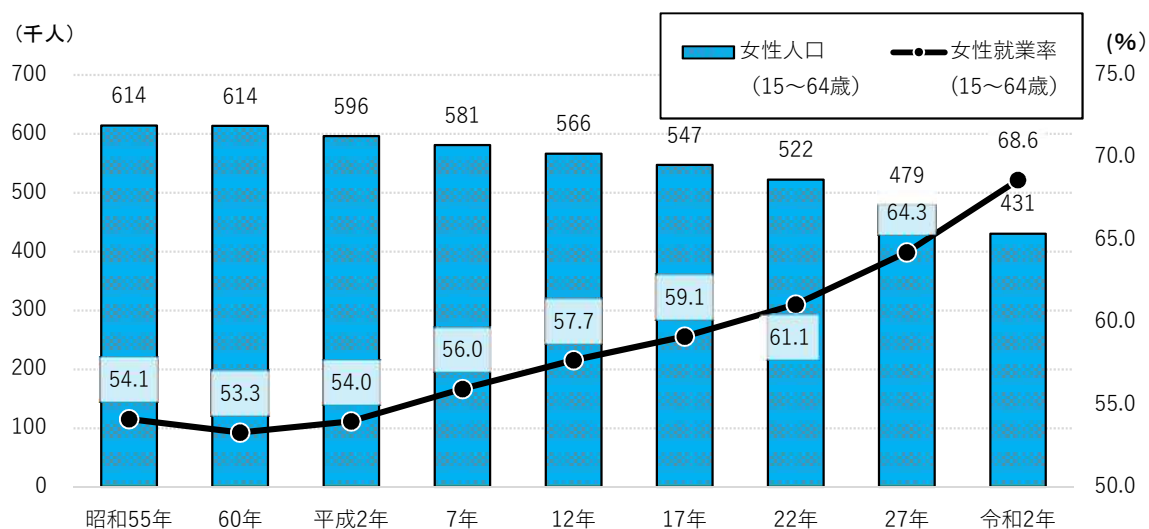
10 女性の年収別有配偶率（全国）



資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成 29 年版「就業構造基本調査」より—」（2019 年）を基に作成

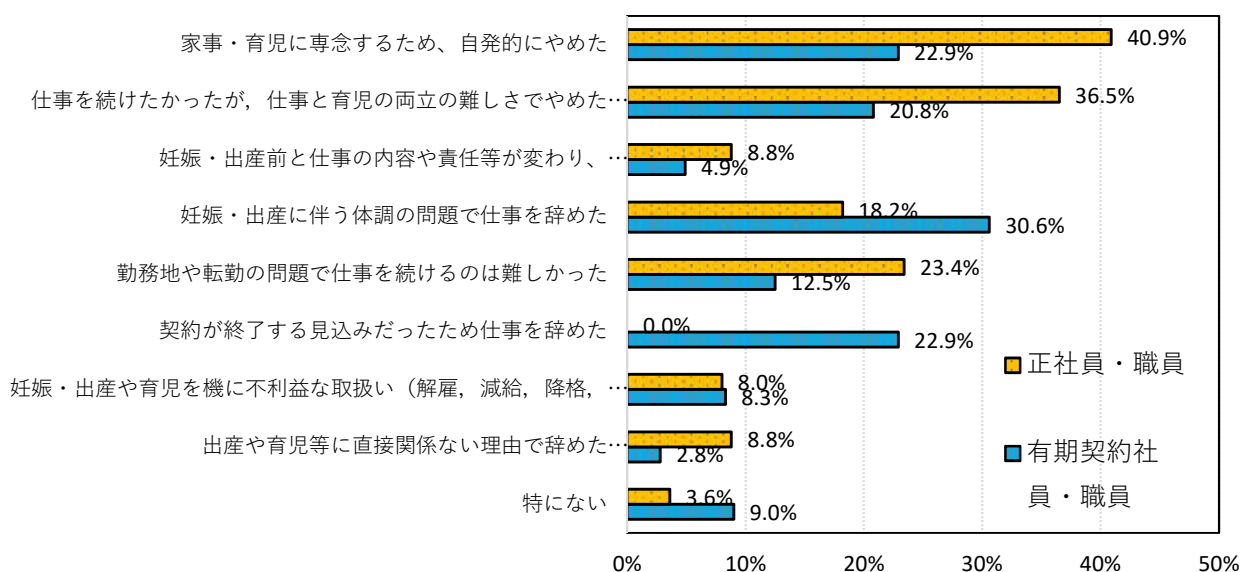
注：25 歳～29 歳の 700 万円以上の集計区分については、グラフ上省略している。

1 1 女性就業率（15～64歳）の推移（鹿児島県）



資料：資料：総務省「国勢調査」

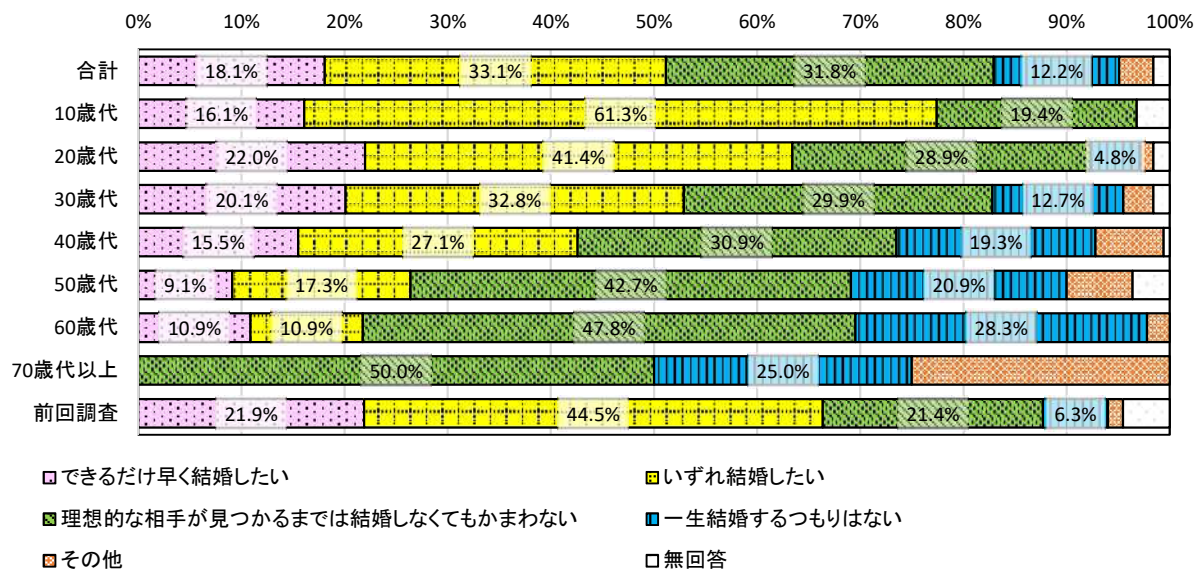
1 2 末子妊娠・出産を機に退職した理由（全国）



資料：厚生労働省委託事業「令和2年度 仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業」
仕事と育児等の両立支援に関するアンケート調査報告書〈離職者調査〉複数回答

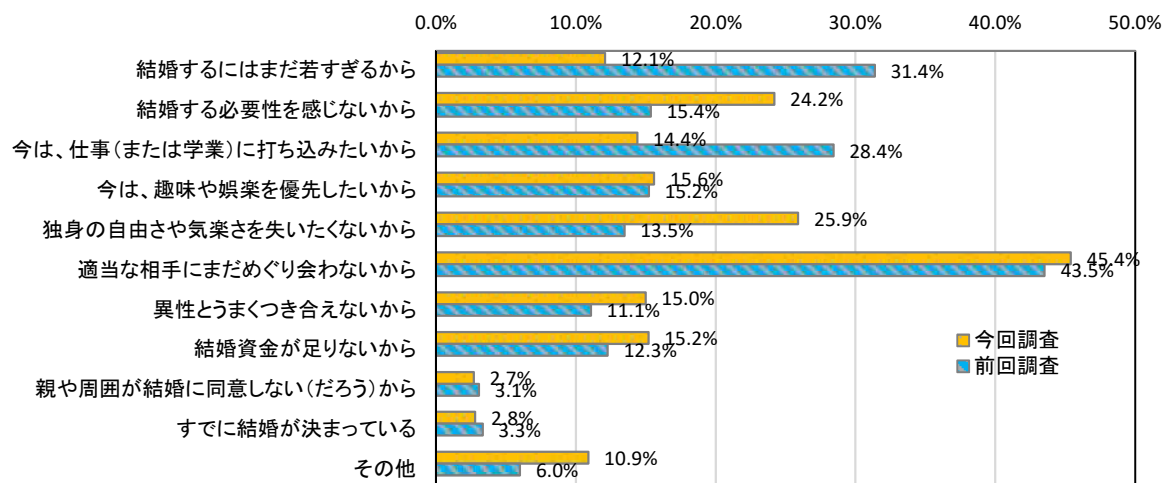
1 3 少子化等に関する県民意識調査（抜粋）

① 結婚の意向



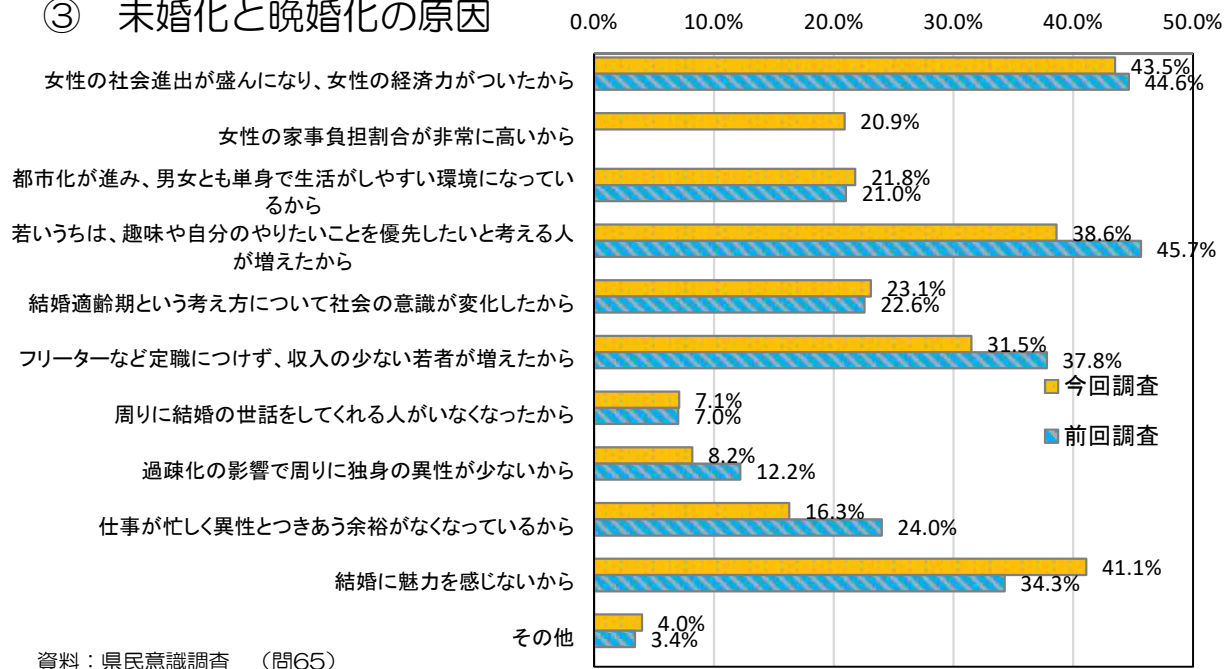
資料：令和5年度に鹿児島県が結婚や育児に関する 県民の意識を把握し、今後の少子化対策の参考とするため実施した「少子化等に関する県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）（問26）

② 独身でいる理由

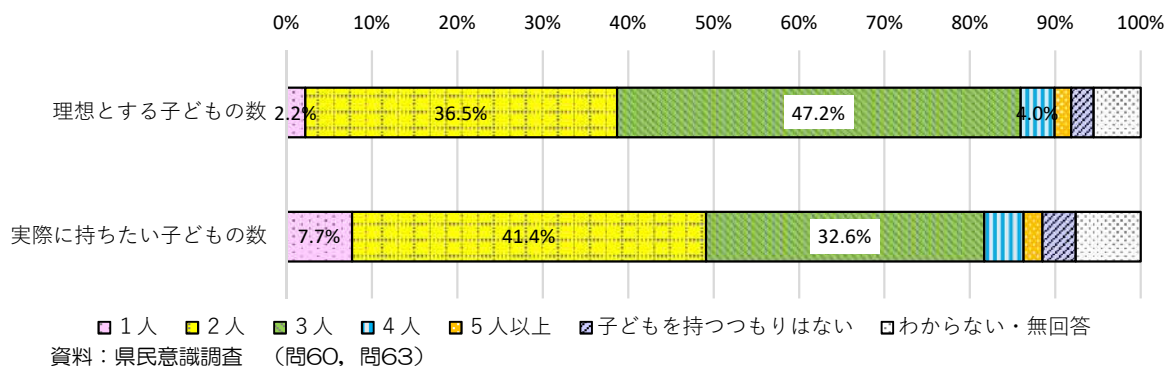


資料：県民意識調査（問12）

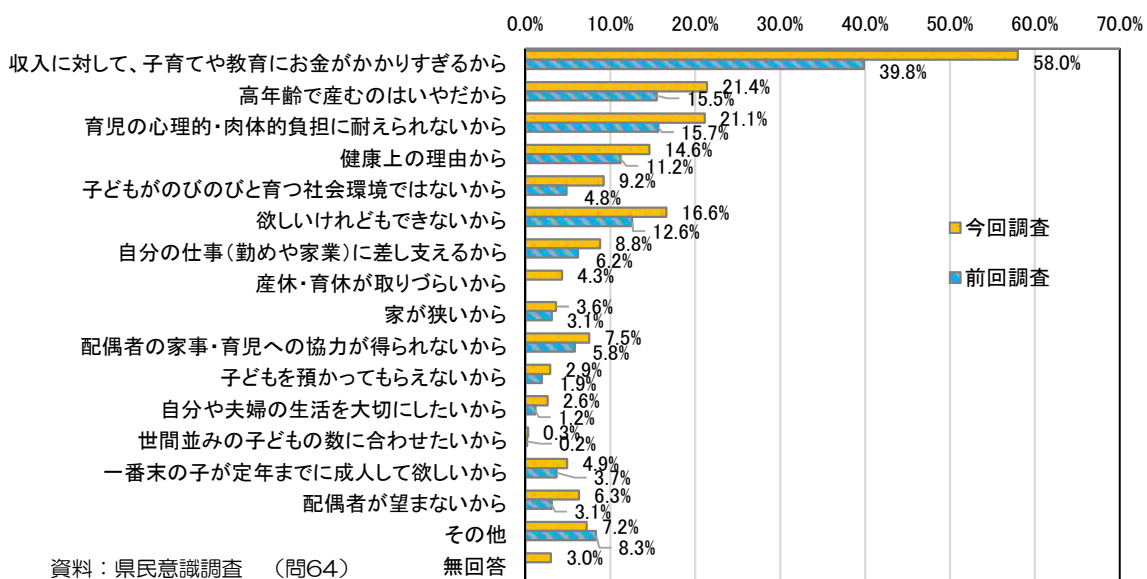
③ 未婚化と晩婚化の原因



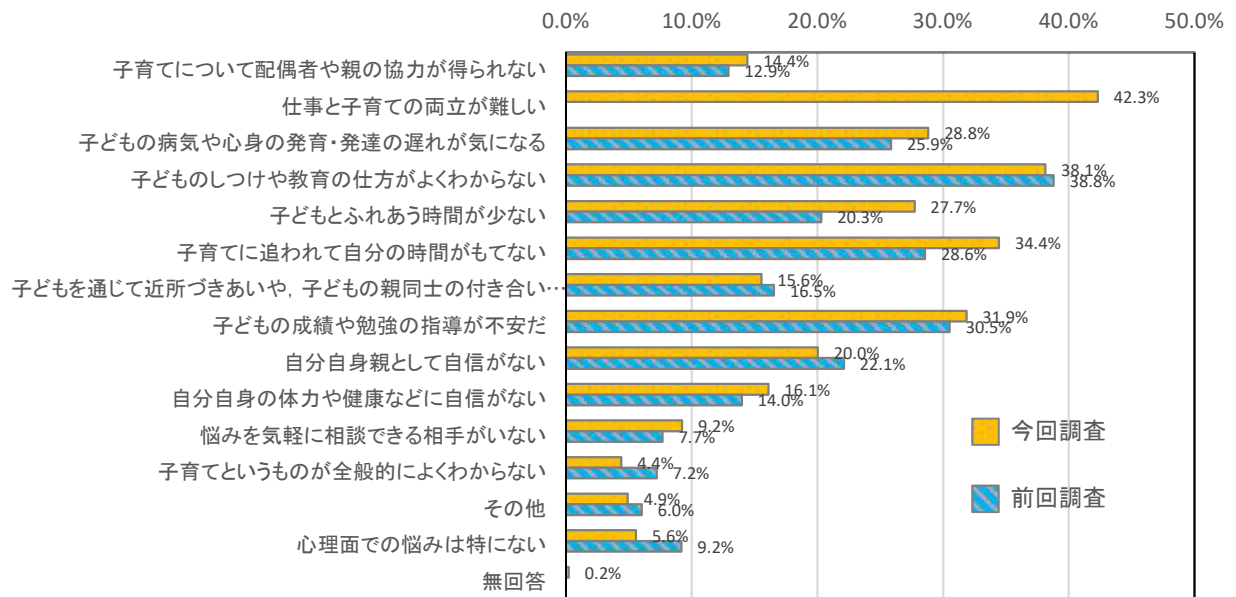
④ 理想とする子どもの数と実際に持ちたい子どもの数の割合



⑤ 実際に持ちたい子どもの数が少ない理由

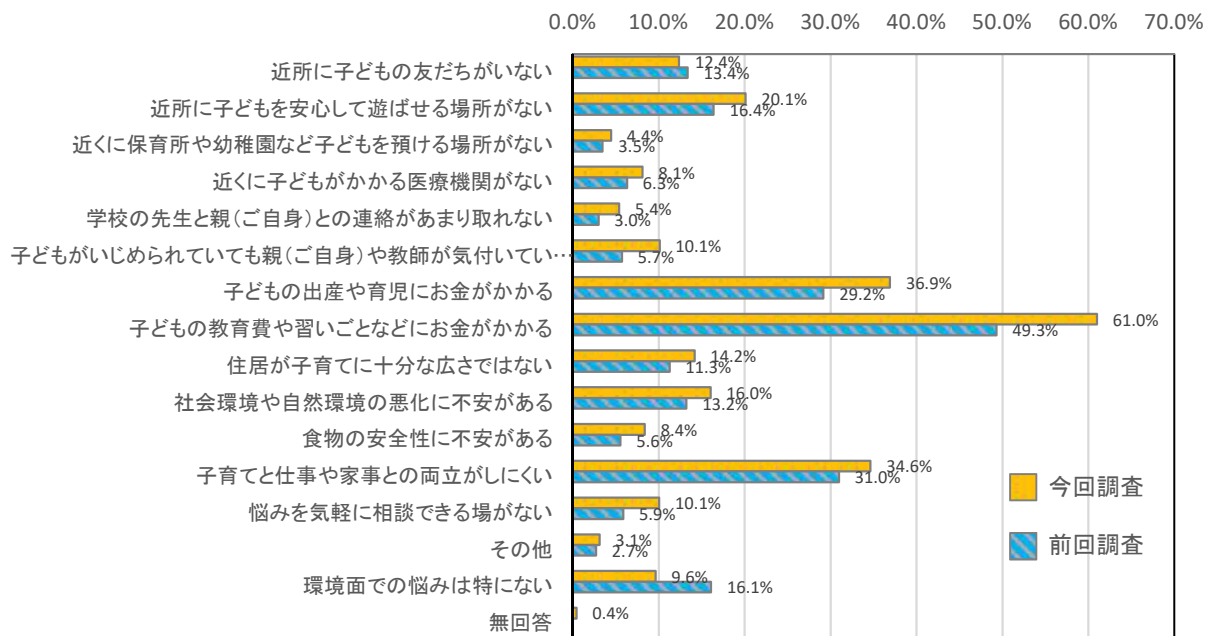


⑥ 子育ての心理面での悩み



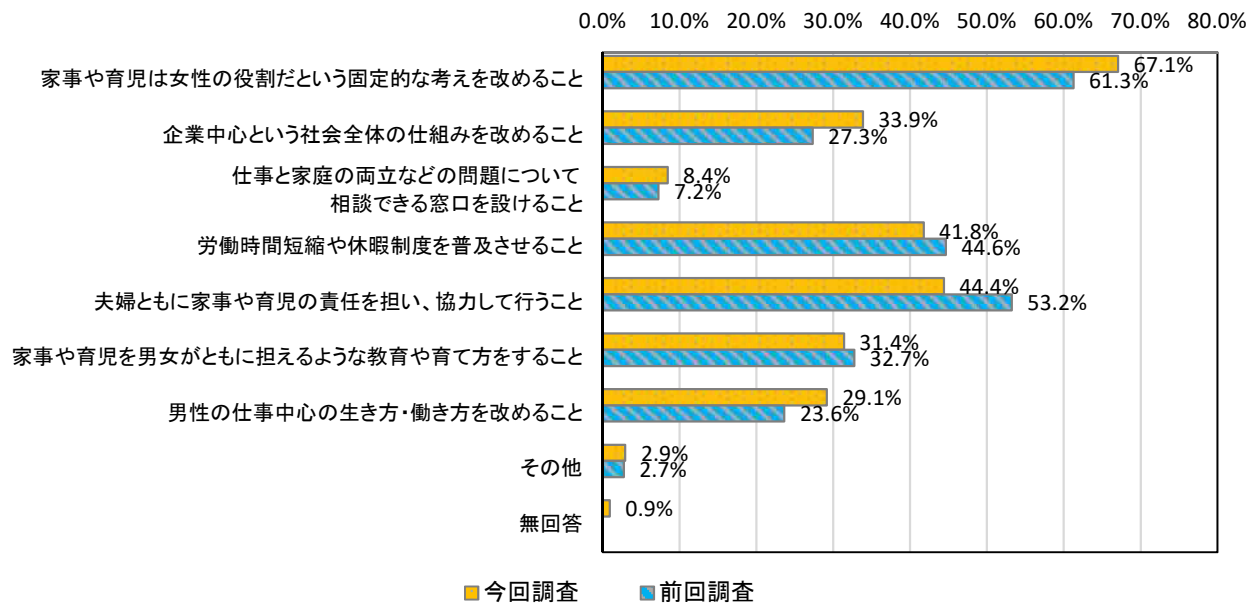
資料：県民意識調査（問35）

⑦ 子育ての環境面での悩み



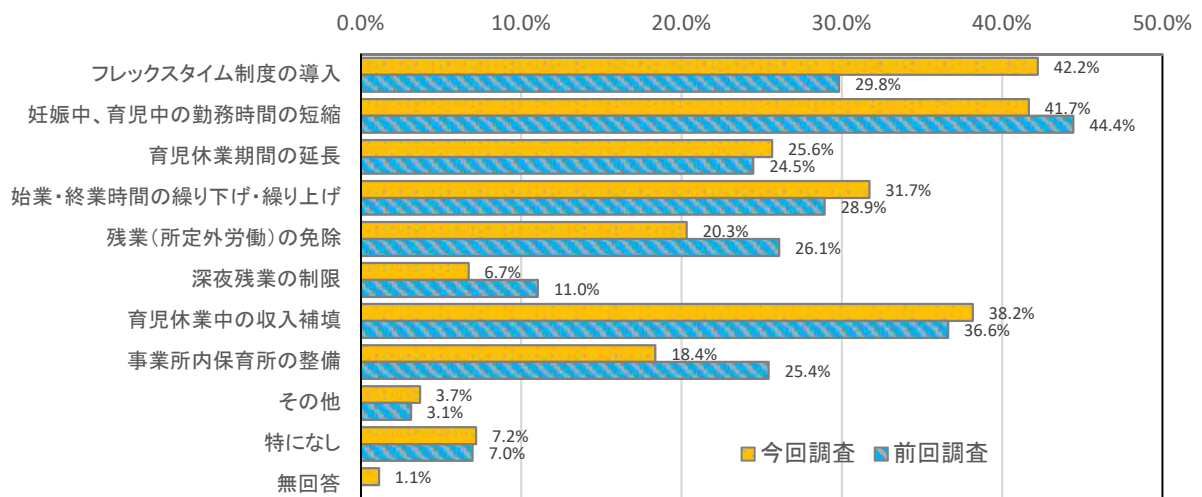
資料：県民意識調査（問36）

⑧ 男性が女性とともに積極的に子育てをしていくために必要なこと



資料：県民意識調査（問48）

⑨ 子育て支援のために企業に整備して欲しい制度



資料：県民意識調査（問46）